

各種制度融資概要（中小企業支援融資メニュー）

資 金 名 称	利 用 資 格 の 概 要	融 資 限 度 額
事業者選択型経営者保証 非提供促進資金	府内で事業を営んでおり、次の(1)から(5)までのいずれにも該当する法人である中小企業者の方 ただし、法人の設立後最初の事業年度の決算がない法人である中小企業者は(1)、(2)及び(3)、設立後最初の事業年度の次の事業年度の決算がない法人である中小企業者は(3)の要件は問いません (1) 過去2年間、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出していること (2) 直前決算において、代表者等への貸付金その他の金銭債権がなく、かつ、代表者等への役員報酬、賞与、配当その他の金銭の支払が社会通念上相当と認められる額を超えていないこと (3) 次の両方又はいずれかを満たすこと ①直前決算において、債務超過でない ②直前2期の決算において、減価償却前経常利益が連続して赤字でない (4) 次の①及び②について継続的に充足することを誓約する書面を提出していること ①申込日以降においても、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出すること ②申込日を含む事業年度以降の決算において、当該中小企業者の代表者等への貸付金その他の金銭債権がなく、かつ、申込日を含む事業年度以降の決算において、代表者等への役員報酬、賞与、配当金その他の金銭の支払が社会通念上相当と認められる額を超えていないこと (5) 保証料率の引き上げを条件として保証人の保証を提供しないことを希望していること	8,000万円 (ただし、中小企業信用保険法第2条第5項第4号又は第5号の認定を受け、利用する場合は、一般関係に係るものとは別に8,000万円を限度額とします。)
経営力強化資金 利用資格②は 市町村認定要	大阪府内において事業を営む中小企業者のうち、次のいずれかに該当するもの ①金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う方。 ②中小企業信用保険法第2条第5項第5号に該当する者として、市町村長の認定を受けられた方で金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う方。	2億円（組合等4億円） うち、無担保8,000万円

利 率	融 資 期 間（据 置 期 間）	担 保	信用保証料率	申込窓口	備 考
年1．6％	10年以内（12ヵ月以内）	不要	保証協会所定（※1）	取扱金融機関	（※1） ・利用資格(3)①及び②に該当する場合 信用保証協会所定の信用保証料に、0.25%上乗せした保証料とし、うち年0.10%に相当する額について、国の補助が受けられます。 ・利用資格(3)①又は②に該当する場合又は法人設立後2事業年度の決算が未了の場合 信用保証協会所定の信用保証料率に、0.45%上乗せした保証料とし、うち年0.10%に相当する額について、国の補助が受けられます。 注)条件変更に伴い追加的に生じる信用保証料については、補助の対象外です。
金融機関所定	・運転資金：5年以内（6ヵ月以内） ・設備資金、運転・設備資金：7年以内（12ヵ月以内） ・保証付の既往借入金の借換資金：10年以内（12ヵ月以内）	【有担保の場合】 大阪信用保証協会の定める不動産または有価証券等	保証協会所定	取扱金融機関	※利用資格②については、所定の新型コロナウイルス感染症関連融資からの借換資金（新規資金を含むことも可能）に限る。 ※特定非営利活動法人の申込みが可能です。

上記の資金に加え、大阪府の制度融資（一部例外あり）においても一定の要件を満たす場合に経営者保証の非提供を選択することが可能です。

●事業者選択型経営者保証非提供制度

①～⑤の要件をすべて満たす法人は、保証料の上乗せにより、経営者保証の提供を行わずに融資をご利用いただけます。
ただし、設立後2期未満の法人であっても、決算0期の場合④及び⑤の要件、決算1期の場合は①、②、④及び⑤の要件をそれぞれすべて満たしていれば利用可能です。

① 過去2年間、決算書等を申込金融機関に提出していること
② 直前決算において、代表者への貸付金等がないまたは少額であり、役員報酬等も多額でないこと
③ 次の両方又はいずれかを満たすこと
（1）直前決算 における貸借対照表上、債務超過でないこと
（2）直前2期の決算において、減価償却前経常利益が連続して赤字でないこと
④ ①および②について継続的に充足することを誓約すること
⑤ 信用保証料率の引上げにより経営者保証を提供しないことを希望していること

対象となる保証は、大阪府制度融資のうち無担保保険に付保される保証です。（法令等により経営者保証を徴求しないこととする制度を除く）

保証料率の上乗せ	直前決算で債務超過でない	直前決算で債務超過
減価償却前経常利益が 直前2期連続赤字でない	保証料+0.25%	保証料+0.45%
減価償却前経常利益が 直前2期連続赤字	保証料+0.45%	対象外 （本制度によって経営者保証を非提供とはできません）
法人設立後、決算が2期末満	保証料+0.45%	